

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 ご注意！冬の事故防止
- 2 暖房機器等リコール製品の公表（消費者庁）
- 3 アイネスからのお知らせ

■ ご注意！冬の事故防止

冬本番となり、寒い日が続いています。

冬期は、暖房機器の使用による火傷や火災、一酸化炭素中毒が多く発生しています。独立行政法人製品評価技術基盤機構の調べでは、平成18年からの5年間で電気ストーブ948件、石油ストーブ633件、石油温風暖房機で281件の事故が全国で発生しています。

この他にも、電気こたつ、湯たんぽの使用や、入浴時にも注意が必要です。

そこで、冬の事故防止についてまとめました。

【給油時の事故防止】

ストーブやファンヒーターに給油する際は、注意が必要です。

〈事例1〉ストーブを消さずに給油したため、こぼれた灯油にストーブの火が引火し火災に

〈事例2〉給油時に間違えてガソリンを入れて点火し、炎が上がって火災に

〈事例3〉昨シーズンから持ち越して変質した灯油や、汚れた灯油、水の混じった灯油などを使用したため、異常燃焼等の事故に

【アドバイス】

◆給油する際は、完全に火が消えたことを確認

◆灯油をこぼした場合には、十分にふき取る。

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/O240.pdf>

◆変質した灯油や、汚れた灯油、水の混じった灯油は使用しない。

…廃棄する際には、近くのカソリンスタンドや灯油販売店等に相談する。

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20131121_1.html

【ストーブ使用時の事故防止】

石油等の暖房機による火災原因で多いのが、可燃物の接触や落下です。

〈事例1〉石油やガスのストーブに洗濯物が落下し、火災に

〈事例2〉就寝中、石油や電気のストーブにふとんが接触して火災に

〈事例3〉石油ファンヒーター使用中に、近くに置いていたスプレー缶が爆発

〈事例4〉ガスストーブ使用中に、ガスホース接触部から出火

【アドバイス】

- ◆近くに紙、衣類など燃えやすいものを置かない。カーテン等から離して使用する。
- ◆ストーブの周囲や上方に洗濯物を干さない。
- ◆就寝中や人のいないところでは使用しない
- ◆スプレー缶を近くに置かない。使用しない。
- ◆電源コードやガス管の劣化やほこりに注意

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/O390.pdf>

【こたつや湯たんぽの事故防止】

電気こたつや湯たんぽでも、事故が起きています。

〈事例1〉電気こたつの中に掛け布団を押し込んで使用したため、ヒーターユニットの保護カバーに布団が接触して火災発生

〈事例2〉電子レンジ加熱式ゆたんぽを、電子レンジで加熱したところ、規定時間を超えて加熱したため、取り出した際に破裂して右手を火傷

【アドバイス】

- ◆電気こたつの中に、こたつ布団や座布団などを押し込まない。

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/O400.pdf>

- ◆電子レンジ加熱式ゆたんぽは、決められた加熱方法(加熱のワット数・時間)を守る。

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/O430.pdf>

【不完全燃焼や低温やけど】

暖房器具の使用時は、一酸化炭素中毒や低温やけどにも注意が必要です。

〈事例1〉ストーブやガス湯沸かし器を換気不足で使用し、一酸化炭素中毒に

〈事例2〉ゆたんぽを使用していたら、足に低温やけど

〈事例3〉暖房機の温風に長時間当たったことにより、低温やけどや脱水症状に

【アドバイス】

- ◆石油やガスストーブを使うときは、1時間に1～2回換気を行う。

- ◆不完全燃焼防止のため、定期的にフィルター等を掃除する。

- ◆ゆたんぽは、就寝前に布団の中に入れ、温まったら布団から取り出す。

…ゆたんぽを長時間皮膚に接触させると、低温やけどを起こすことがあります。

- ◆子ども、高齢者や病気の人などが暖房器具を使う場合は、周囲の人が十分に注意する。

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/O230.pdf>

【高齢者の入浴事故防止】

寒くなると注意が必要なのが、入浴時の急激な温度変化に伴う入浴事故です。

山形県庄内保健所では、地域の入浴事故死亡者が交通事故死の4.7倍で、その約9割が高齢者という調査結果を受けて、リーフレットを作成するなど、入浴事故予防に向けた取組

を実施しています。

大分でも冬場の入浴では、暖かい部屋から寒い脱衣場・浴室へ、熱いお湯につかった後は再び寒い脱衣場へと、急な温度変化にさらされます。

脱衣所や浴室を暖めるなどの工夫をし、ご注意ください。

◆山形県庄内保健所 安全お風呂の入浴術

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/sogoshicho/shonai/337021/4126navi/leaflet2013.html>

■ **暖房機器等リコール製品の公表（消費者庁）**

リコール製品を使い続けると、事故が発生するおそれがあり、大変危険です！

消費者庁は、平成22年度以降に火災等の重大な事故が発生した暖房機器等のリコール製品（21品目）を公表しました。対象機器の製造会社名や機種名など、自宅等の保有機器をご確認ください。

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/131225kouhyou_2.pdf

〈対象機器〉

石油ストーブ・石油温風暖房機、電気ストーブ、エアコン、電気カーペット、電気マット、加湿器、エアソール式簡易消化具

◆リコール製品をお持ちの場合は、まず**使用を中止し、交換・点検・修理等の内容をご確認ください**。事業者の問い合わせ先は消費者庁ホームページの「リコール情報サイト」から検索できます。

★消費者庁HP **リコール情報サイト**：PCから <http://www.recall.go.jp/>
携帯から <http://www.recall.go.jp/m/>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県内の全ての市町村に、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：0570-064-370** 》

☆ **県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付していません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日のをのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/soshiki/detail.php?lif_id=235347

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp
=====

